

第7回南幌町農業委員会総会議事録

令和2年12月24日（木）午前9時00分より、役場各種委員会室において第7回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

議長 これより、第7回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。2番 立川 委員、3番 久保 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第7回南幌町農業委員会総会は、12月24日 本日1日限り
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第7回南幌町農業委員会総会
は、12月24日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和2年11月26日、第6回農業委員会総会を開催した。
12月7日、利用調整会議が行われ、関係委員出席した。
9日、第4回議会定例会に会長出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定

により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和2年12月24日提出。南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、2件でございます。

いずれも認定年月日は令和2年12月25日、有効期限が令和7年12月24日までとなっております。

認定番号2の12の1、住所は南〇線西〇番地、〇〇 〇〇、再認定です。

認定番号2の12の2、住所は〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇、経営移譲による新規認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、152経営体で、うち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和2年12月24日提出。

南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者ですが、南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で10,023㎡他計8筆ございまして154,314㎡となります。届出をした日ですが、令和2年12月2日となります。取得した事由は、所有者の〇〇による相続となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第1号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。令和2年12月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で102㎡他計4筆ございまして、7,036㎡となります。以上でございます。

10番 議長 10番

議長 10番 山田委員

10 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇氏が適格であると提案いたします。以上でございます。

議 長 只今、山田委員より、相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、6番 青木委員、9番 上野委員、10番 山田委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第1号農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。
令和2年12月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして
は、使用貸借によるものが1件でございます。
貸主は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。借主は南幌町〇町
〇丁目〇番〇〇〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南
幌町〇〇〇〇番の1、田で39,610㎡他計12筆ございまして187,418㎡となります。
申請理由は、貸主が農業を継ぐ〇に経営面を移譲し、私は経営面
からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念
したい。

別にお配りしている資料1の農地法第3条調査書により説明いた
します。資料1をご覧ください。第2項第1号は借主の経営農
地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に
従事する〇〇の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のす
べてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。
同項第2号は借主は〇〇であり該当しない。同項第3号は信託で
はないので該当しない。同項第4号は借主は常時農作業に従事し
ていることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘク
タールを超えているので該当しない。同項第6号は使用貸借につ
き該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総
合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該
当しない。なお、久保委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利
用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認し
ております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため許
可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説
明があれば、お願いいたします。

3 番 議長 3 番

議長 3 番 久保委員

3 番 経営移譲による使用貸借の件について、現地調査を行いました
が、周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

議長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終了したので、これ
より質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りい
たします。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の使用
貸借については、提案のとおり承認することにご異議ありませ
んか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議長 日程第 8 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についてを
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により南幌町より決定
を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 2 年 1 2 月 2 4 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 3 号について説明いたします。農用地利用集積計画の決
定につきましては、所有権移転が 4 件、利用権の設定が 10 件で
ございます。

所有権移転整理番号2の12の1の買い手は、〇〇〇〇〇。
売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。
土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で18,303㎡他、
計3筆ございまして、29,750㎡となります。価格につきましては、
〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号2の12の2の買い手は、〇〇〇〇〇。売り手は、
南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、〇
〇〇〇番の〇、田で5,643㎡となります。
価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号2の12の3の買い手は、〇〇〇〇〇。売り手は、
南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、
〇〇〇〇番の〇、畑で425㎡他、計6筆ございまして、
103,971㎡となります。
価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号2の12の4の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、
〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇
〇番の〇、田で14,156㎡他、計7筆ございまして、109,
907㎡となります。
価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

次に、利用権の設定整理番号2の12の1の借り手は、南幌町
南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、
〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で
1,535㎡他、計2筆ございまして、3,891㎡となります。
利用権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間となり
ます。

整理番号2の12の2の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇
〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につ
きましては、〇〇〇〇番、田で38,794㎡となります。利用
権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間となります。

整理番号2の12の3の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、
〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇、札幌市
〇〇区〇〇東〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇、南幌町南〇線西〇
番地、〇〇〇〇、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇、
苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、

〇〇〇〇番の〇、畑で23, 842㎡他、計3筆ございまして、69, 464㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間となります。

整理番号2の12の4の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、

〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇、札幌市〇〇区〇〇東〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇、苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。

土地につきましては、〇〇〇番の〇、畑で10, 613㎡他、計2筆ございまして、21, 522㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間となります。

整理番号2の12の5の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で8, 287㎡他計2筆ございまして、14, 932㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間となります。

整理番号2の12の6の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、江別市〇〇〇〇町〇番地の〇、〇〇〇〇、岩見沢市〇条西〇丁目〇番地〇、〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で2, 406㎡他計2筆ございまして、9, 715㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間となります。

整理番号2の12の7の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇番の〇、田で90㎡他計8筆ございまして、127, 269㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間となります。

整理番号2の12の8の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、畑で1, 088㎡他、計2筆ございまして、54, 399㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年10月27日までの〇年間となります。

整理番号2の12の9の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇

〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で7, 778㎡他、計7筆ございまして、103, 504㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年10月27日までの5年間となります。

整理番号2の12の10の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で17㎡他、計8筆ございまして、109, 719㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年10月27日までの〇年間となります。

以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は、提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第9** 議案第4号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 現況証明願いについて。
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、

審議願い意見を求める。令和2年12月24日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号 現況証明願いについて説明いたします。

現況証明願いにつきましては、1件でございます。

願い出人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、面積は〇〇〇〇㎡。公簿地目は宅地、現況は農地、利用状況は畑で、土地の所有者は〇〇〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。

12月10日、農業委員3名による現地確認、現況概要の確認が行われました。よろしくご審議のほどお願いします。

4 番 議長 4 番

議長 4 番 江郷委員

4 番 願い出があった件ですが、私と南委員・青木委員と、事務局の案内により現地調査を行いました。現状は畑として利用しており、今後、宅地として利用するには困難な状況ですので、願い出のとおり相違ないと判断します。以上です。

議長 事務局の説明及び現地確認を行った委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 現況証明願いについては、願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり証明するこ

とに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第7回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第7回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時28分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

2 番

3 番